

年金だより

国民年金とわたし

今年、国民年金法が公布されて二十年目を迎えました。二十歳となった国民年金の被保険者は、全国で約二、八〇〇万人、山口県では約三六万人を数えています。

わたしたちの国民年金となった今、国民年金とはどのような制度なのか、よく知っておきましょう。

加入の対象となる人は

二〇歳から五九歳までの日本国民で、国内に住所があり

(一) 次のア・エに該当していない人は、必ず加入しなければなりません。

ア、厚生年金・船員保険又は共済組合の加入者と、その配偶者。

イ、年金や恩給などを受けられることができる人と、その配偶者。

ウ、議員さんと、その配偶者。

エ、雇間部の大学生。

(二) 次のア・エに該当する人は、希望して加入することができます。

ア、厚生年金・船員保険又は共済組合の加入者の配偶者。

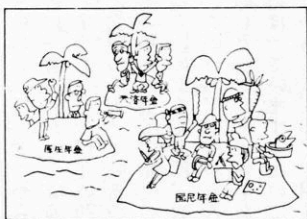
イ、雇間部の大学生。

ウ、他の制度から老齢年金又は障害年金が受けられる人と、その配偶者。

オ、他の制度から遺族年金が受けられる人。

保険料は

保険料は定額で、基本保険料と付加保険料とがあります。又、所得が一定基準以下で、保険料を納めることが困難な人は、免除制度があります。



○基本保険料 三、三〇〇円
○付加保険料 四〇〇円

「付加保険料は、将来より多い年金を受けたい人のために設けられているもので、基本保険料の免除をうけている人以外は、希望すればだれでも納められます。」

どんなときにどんな年金が

○歳をとったとき (老齢年金) 六五歳になったとき

から支給されます。

(通算老齢年金) 他の制度と国民年金との間を移った場合に、六五歳から支給されます。

○障害者となったとき

(障害年金) 病気や、けがで障害者となったときに支給されます。

○死亡したとき

(母子年金) 生計中心者の夫が死んだとき、一八歳未満の子を養う妻に支給されます。

(準母子年金) 生計中心者が死んだとき、一八歳未満の弟妹を養う姉や、孫を養う祖母に支給されます。

(遺児年金) 父か母と死別した孤児に、一八歳になるまで支給されます。

(寡婦年金) 夫と死別した寡婦に、六〇歳から六四歳まで支給されます。

(死亡一時金) 加入して三年以上保険料を納めた被保険者が死んだとき、遺族に支給されます。

年金額はいくら

次の表の額となります。

種	類	年額	月額
老齢年金	5年年金	241,300	20,108
	10年年金	296,900	24,741
	25年年金	470,700	39,225
障害年金	1級	597,500	49,791
	2級	478,000	39,833
母子・準母子・遺児年金 (子等が1人の場合)		478,000	39,833
死亡一時金		23,000	

「国民年金普及推進月間」始まる

いま全国で公的年金制度に加入している人や、年金を受けている人を各制度別に見ると次のようになります。

公的年金制度の加入者数及び受給権者数(52・3月末)

種別	加入者数	受給権者数
総数	5,627万人	1,237万人
国民年金	2,647	833
厚生年金保険	2,385	280
船員保険	24	6
国家公務員共済組合	117	27
地方公務員共済組合	302	51
公共企業体職員等共済組合	80	31
私立学校教職員共済組合	28	2
農林漁業団体職員共済組合	45	6

※国民年金では昭和53年に加入者は2,780万人となっている。

これでわかるように、国民年金制度は、わが国年金制度の中核となっているのです。

又最近、新聞テレビ等で発表されているように、百歳以上の人が昭和三十八年には百五十三人だったのが昭和五十四年九月一日現在では、九百三十七人となっているように寿命は著しく延び、この勢いはなおとどまりそうもないと予想されています。

このように急速に進む人口高齢化に備えて、わが国の年金制度の中核となっている国民年金制度の充実発展に対する国民の期待は非常に高まっています。

そこで、今後さらに国民年金制度の円滑な運営、推進を図るため被保険者、受給権者だけでなくすべての地区住民に国民年金に対する意識を深めることを目的として十月、十一月を「国民年金普及推進月間」と定めることとしました。

特に今年、国民年金法が施行されて丁度二十年になることでもあり、これの記念行事と並行して次の行事が計画されています。

一、国民年金法施行二十周年記念式典。

○昭和五十四年十一月一日 山口市民会館において式典、講演等。

二、国民年金事業実績の優良な市町村、民間地区組織等に対する厚生大臣・社会保険庁長官及び県知事表彰。

三、各種報道機関を通じて国民年金の加入促進及び納付促進のための広報。

四、横断幕、懸垂幕の掲示。

○国民年金普及推進月間中県下八ヶ所に掲示。



五、標語募集。

○「年金」「国民年金」の字句が入った標語募集 発表十一月一日。

六、巡回相談所の開設。

七、各種研修会説明会及び座談会等の開催。

八、国民年金「生きがい旅行」の実施。

○被保険者、受給権者、納付組織の方々を対象として十月に予定。